

12月の消防広報重点事項

発行 令和元年11月11日
盛岡市危機管理防災課
編集 盛岡中央消防署

●暖房器具を安全に使いましょう！

寒い冬が到来し、ストーブなどの暖房器具が欠かせない時期となりました。ちょっとした不注意により、暖房器具やその周りから火災が発生しておりますので、火災を起こさないように次の点に注意しましょう。

- ① 使用前に点検や清掃をして、正常に作動するか確認しましょう。
- ② ストーブに給油するときは、必ず火を消してから給油しましょう。また、カートリッジタンクのふたが確実にしまったか確認しましょう。
- ③ ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ④ 洗濯物をストーブの上方や前面で乾かさないようにしましょう。
- ⑤ 出かける前や寝る前は、きちんと消火されていることを確認しましょう。

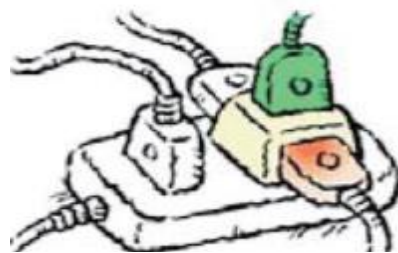


●電気器具からの火災を防ぎましよう！

電気器具は日常生活において欠かすことのできないものですが、不注意や誤った方法により使用すると火災につながるおそれがあります。冬期間は電気ストーブや電気毛布の使用が増えるため、次の点に注意しましょう。

- ① スイッチの切り忘れを防ぐため、使用しないときはコンセントから抜きましょう。
- ② たこ足配線は絶対にやめましょう。
- ③ 差込プラグに付着したほこりは取り除きましょう。
- ④ 傷んだコードは使用しない。
- ⑤ コードを束ねた状態で使用しない。
- ⑥ 使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用をやめ専門業者に点検してもらいましょう。

※ 電気器具を本来の用途以外に使用すると、器具に負荷がかかり、過熱して火災の原因になることがあります。使用する際には取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使いましょう。



● 「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給するものです。



「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっておりますが、火災発生時に「消火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生しています。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利周囲に駐車されないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

● 盛岡市内の1月から10月までの火災件数

	令和元年	平成30年	比較増減
火災件数	33件	29件	4件増
死者数	3人	2人	1人増

● 令和元年10月中の火災2件の内訳

- 10月 6日 みたけ三丁目 バルーン看板1台焼損
10月18日 羽場 普通特殊事業用冷蔵冷凍車1台焼損
10月30日 上田字松屋敷 児童心理治療施設1棟ぼや